

北海道環境影響評価条例公聴会開催要領

第1 趣 旨

この要領は、北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。以下「条例」という。）第24条及び第55条に基づき知事が開催する公聴会（以下「公聴会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 議 長

公聴会は、知事が指名する職員（以下「議長」という。）が主宰する。

第3 公述人の発言

- 1 公述人の発言時間は、あらかじめ、告示するものとする。
- 2 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 3 公述人は、環境影響評価準備書（特定地域環境評価準備書に係る公聴会にあっては、特定地域環境評価準備書。以下同じ。）の記載事項以外の事項について発言してはならない。
- 4 議長は、公述人が、環境影響評価準備書の記載事項以外の事項について若しくは定められた時間の範囲を超えて発言し、又は不穏な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第4 代理人又は文書による陳述

公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、公述人が事故その他やむを得ない事情により公聴会に出席できないと認められるときは、議長は、文書で意見を提示させ、職員にその朗読をさせることができる。

第5 質 疑

- 1 議長は、公述人に対し質疑することができる。
- 2 公述人は、質疑することができない。

第6 傍聴人

- 1 傍聴は先着順とする。
- 2 議長は、事故の防止その他必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- 3 傍聴人は、公聴会において発言することができない。

第7 秩序維持

議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、公聴会の秩序を妨げ又は不穏な言動をした者を退去させることができる。

第8 中 止

議長は、天災地変その他の理由により公聴会を開催し、又は継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができる。この場合において、議長は、公聴会に代わる方法により、公述人の陳述を求めることができる。

第9 記 錄

- 1 公聴会の終了後、遅滞なく、公聴会に関する記録を作成するものとする。
- 2 前項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 環境影響評価準備書の名称
 - (2) 公聴会の日時、場所及び傍聴人の数
 - (3) 公述人の住所及び氏名

- (4) 公述人の陳述した意見の内容
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

第 10 開催する必要がない場合

公聴会は、次のいずれかに該当する場合においては、開催しないことができる。

- 1 公聴会において意見を聞くべき環境影響評価準備書について道民の環境保全上の意見がみられないこと。
- 2 公聴会において意見を聞くべき環境影響評価準備書について過去の同種の事例又は公知の知見等により適切な審査等が可能であると認められること。

附 則

この要領は、昭和 54 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、条例の施行の日（平成 11 年 6 月 12 日）から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 10 日から施行する。